

学校における働き方改革プラン

(令和 7 年度～令和 9 年度)

令和 7 年 3 月

階上町教育委員会

はじめに

町教育委員会では、令和４年２月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指して、取組を進めてまいりました。

令和６年度には、校務支援システム、保護者連絡アプリ、電子黒板等を導入し、デジタル化による業務効率化を推進しておりますが、依然として、時間外在校等時間の上限を超える教職員が多数いる状態であり、長時間勤務の根絶に向けて、更なる取組を進める必要があることから、「学校における働き方改革プラン」を改定することとしました。

教職員にとって、子どもたちとともに過ごし、その成長を感じられることは、大きな喜びです。しかし、その中で教職員が自分の時間や健康を犠牲にし、疲弊していくのであれば、それは子どもたちのためにはなりません。

学校における働き方改革とは、単に教職員の在校等時間の縮減を目的とするものではありません。在校等時間の縮減を通して、教職員が心身ともに健康で、心にゆとりを持ち、ワーク・ライフ・バランスを実現し、公私ともに充実した時間を送ることで、自身の人間性や創造性を高め、ひいては、教育活動にも良い影響として還元される。ここに、学校における働き方改革の目的があると考えています。

町教育委員会では、引き続き関係機関と連携し、保護者や地域の方々の理解を得ながら、本プランに基づき、取組を着実に進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

階上町教育委員会教育長 濱浦 幸夫

目次

1	プランの策定に当たって	1
(1)	趣旨	1
(2)	職場としての「学校」が目指す姿（プランの目的）	1
2	在校等時間の上限方針	2
3	本町の状況	3
(1)	町立学校教職員の1か月当たりの時間外在校等時間の推移	3
(2)	時間外在校等時間が月45時間を超えている教職員の割合の推移	3
4	取組期間	5
5	目標	5
6	各取組主体の役割	6
7	町立学校に関する取組	7
	【町教育委員会における取組】	7
(1)	組織マネジメントに関する方策	7
(2)	働きやすい環境を構築するための方策	7
(3)	部活動による負担を軽減するための方策	9
(4)	成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	9
(5)	外部対応による負担を軽減するための方策	10
	【町立学校における取組】	11
(1)	組織マネジメントに関する方策	11
(2)	働きやすい環境を構築するための方策	12
(3)	部活動による負担を軽減するための方策	13
(4)	会議・打合せを効率化するための方策	14
(5)	成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	14
(6)	学校行事の負担を軽減するための方策	15
8	県教育委員会から町教育委員会への支援	15
9	教職員定数に係る県への働きかけ	16

1 プランの策定に当たって

(1) 趣旨

本プランは、町教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示したものです。

(2) 職場としての「学校」が目指す姿（プランの目的）

- ① 教職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働くことのできる職場環境を構築すること。
- ② 教職員が子どもと向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいを持って働くことができる職場環境を構築することで、学校教育の質を維持し向上させること。

- ① 昨今、教職員の精神性疾患が社会問題になっており、平成31年中央教育審議会の答申¹にあるとおり、教職員が使命感による長時間勤務から健康を損ねるのであれば、それは子どものためにはなりません。

まずは、教職員が仕事と生活の調和を実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働けることが前提であり、これにより、様々な経験を通して自らを研鑽できる機会を持てるようになることが、ひいては教職員自身の人間性・創造性を高め、更なる効果的な教育活動へとつながっていくものと考えます。

- ② 教職員にとって、子どもとともに過ごし、その成長を感じることが職業的魅力であると言えることから、教職員が学習指導など本来の業務に注力できる時間を確保し、一層のやりがいを持って働くことができる職場環境づくりを目指します。また、これにより教職員が誇りを持って働くことで、魅力ある仕事であることが社会全体に再認識され、将来にわたって意欲と能力のある人財²が教職員を志す人財となる好循環により、持続可能な学校指導・運営体制を構築し、学校教育の質の維持及び向上につなげていきます。

1 平成31年1月25日中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」7頁 「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要がある」

2 人財：階上町では「人は階上町にとっての『財（たから）』である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表している。

2 在校等時間の上限方針

町教育委員会では、町立学校教職員の在校等時間³の上限等に関する方針⁴（以下「上限方針」という。）を次のとおり定めており、本プランで掲げる「目指す姿」に向けて、業務量の適切な管理等に係る取組を推進し、在校等時間の縮減に取り組めます。

○階上町立学校の教育職員⁵の業務量の適切な管理等に関する規則

（令和4年2月 教育委員会規則第3号）

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

- ① 1 か月 45時間以内
- ② 1 年間 360時間以内

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1 か月 100時間未満 ③ 複数月の平均 月80時間以内
- ② 1 年間 720時間以内 ④ 45時間を超える月数6か月以内

【在校等時間について】

超勤4項目⁶以外の業務を行う時間も含めて教職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次の①及び②を加え、③及び④を除いた時間を「在校等時間」という。

$$\text{「在校等時間」} = (\text{在校している時間} + \text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})$$

- ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ② テレワークの時間
- ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間
- ④ 休憩時間

3 前プラン（学校における働き方改革プラン（令和2年3月策定））では、「勤務時間」の用語により、文部科学省の指針における「在校等時間」と同様のものとして取り扱っていたが、当該規則の制定に伴い、本プランから「在校等時間」に表現を統一した。

4 上限方針は、職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。また、職員が在校等時間について、形式的に上限時間範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることがあってはならない。

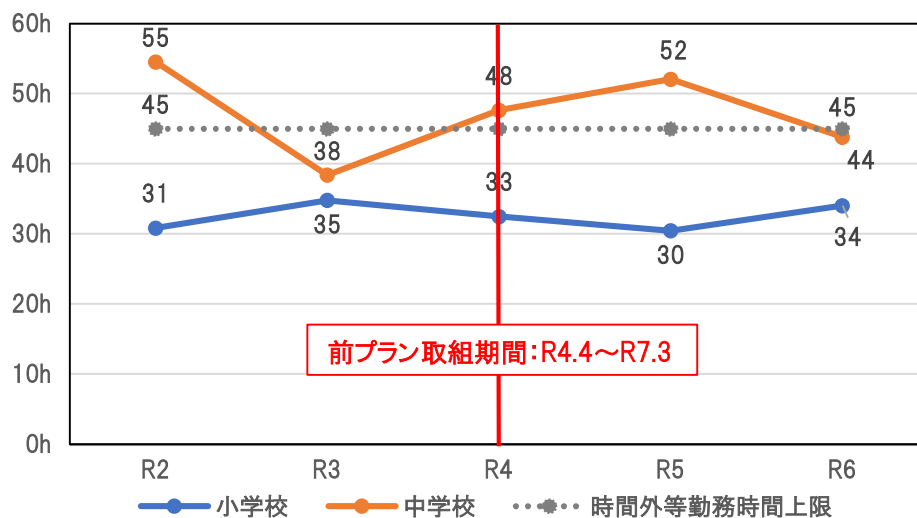
5 教育職員：義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月青森県条例第49号）第2条第2項で定める校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手のことをいう。なお、事務職員等は労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の規定が適用される。

6 教育職員を休日の正規の勤務時間中に勤務させる場合には、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第6条第2項に規定する次の4つの業務に該当する場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られており、この4項目を「超勤4項目」と称している。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務。

3 本町の状況

(1) 町立学校教職員の1か月当たりの時間外在校等時間の推移

(時間)



※令和2年度から令和6年度までの各年度における教職員全体の時間外在校等時間の平均値。

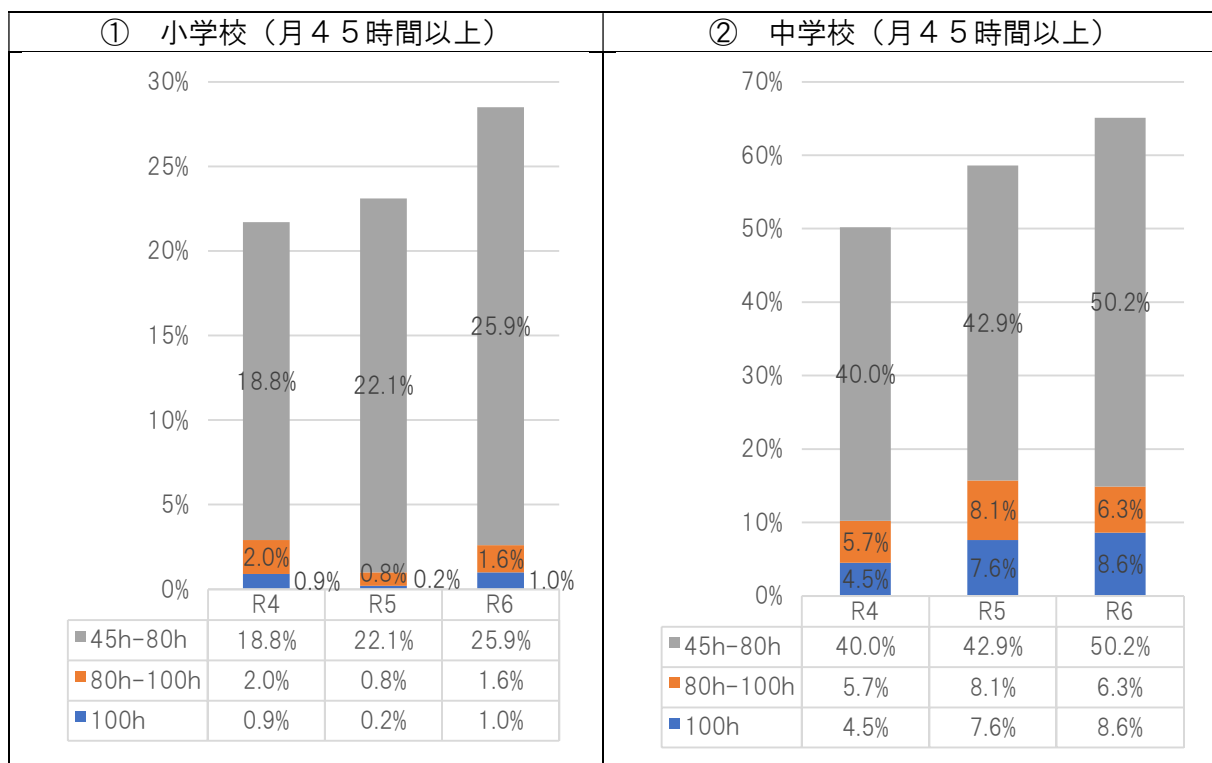
(2) 時間外在校等時間が月45時間を超えている教職員の割合の推移

【前プランの目標】

町立学校における時間外在校等時間45時間以上の教職員の減少（割合）

① 小学校 10%減 25%⇒15% ② 中学校 20%減 50%⇒30%

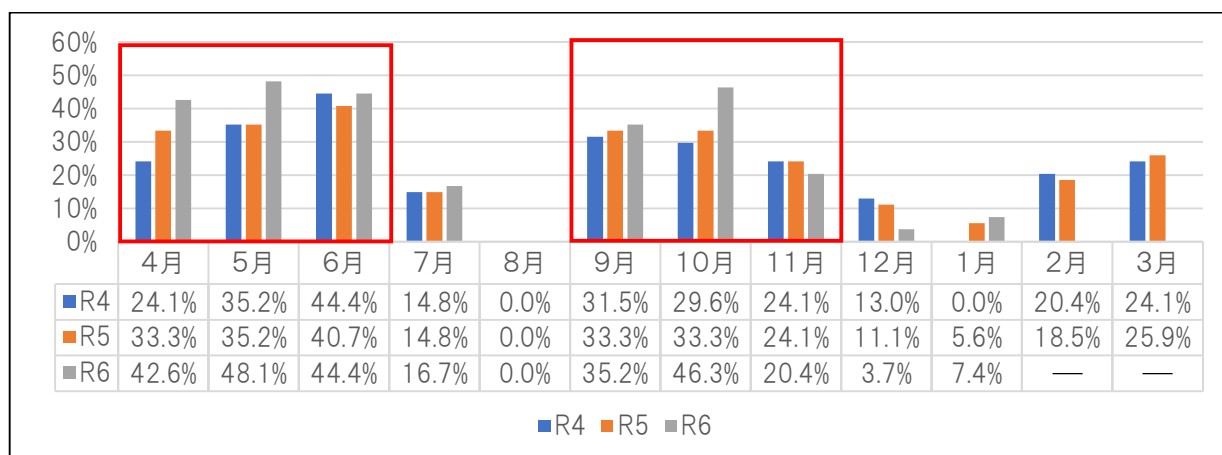
【年別比較（年平均）】



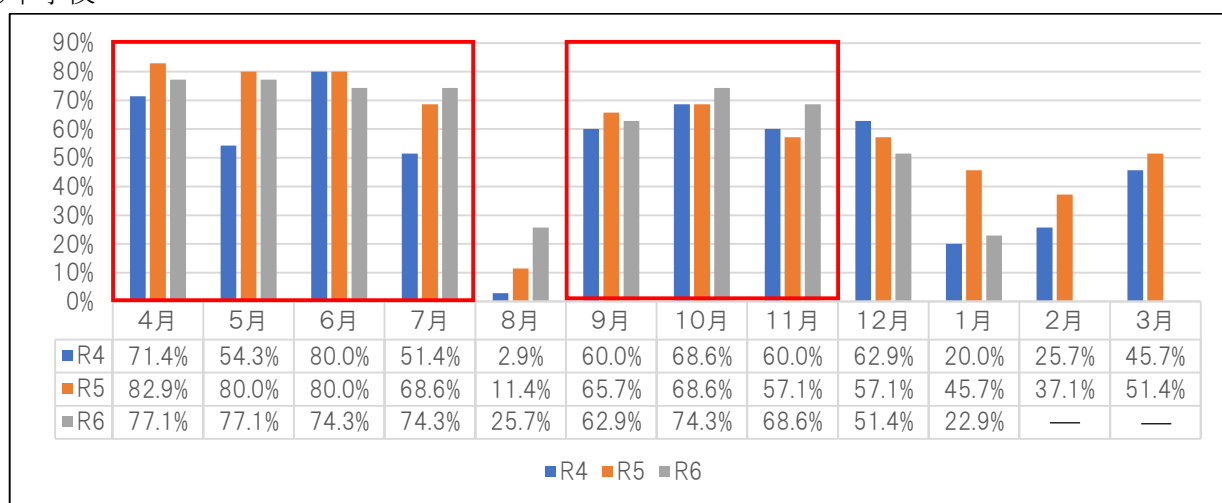
※数値の算出方法＝（月ごとの各時間数の延べ人数の合計）／（年間の延べ人数）

【月別比較】

①小学校



②中学校



※ 枠囲みは、月45時間を超える教職員が比較的多い月である。

※ 作成時点の令和7年1月時点までの実績を反映する。

【現 状】

- 前プランの目標値は、小中学校いずれも不達成となっている。
- (1) 町立学校教職員の1か月当たりの時間外在校等時間の推移を、学校種ごとに見ると、月45時間以内とする基準に対し、小学校は基準を下回りほぼ横ばい、中学校は令和4年度、令和5年度に基準を超過し令和6年度は下回っている。
- (2) 時間外在校等時間が月45時間を超えている教職員の割合を年別に比較すると、令和4年度から令和6年度にかけて小中学校ともに増加している。
- 時間外在校等時間が月45時間を超えている教職員の割合を月別に比較すると、小中学校ともに4月から6、7月、9月から11月が繁忙期となっている。
- 小中学校いずれも令和4年度から令和6年度にかけて、時間外在校等時間が月45時間を超過する教職員の割合が上昇しているが、留意すべき事項として次の2点がある。
 - ・ 本プラン取組期間において、デジタル機器やアプリの導入が行われ、これまでと違ったやり方に適応するため、教職員に対する負荷が増加したこと。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の終息により行事等が以前の状況に戻つつあるが、それに対して働き方改革を踏まえた上で、各学校で新たな対応を試行錯誤していく必要があったこと。

4 取組期間

令和7年度から令和9年度まで（3年間）

5 目標

- 【目標1】時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合の減少を目指します。特に、月80時間を超える教職員がゼロになることを目指します。
- 【目標2】「子どもと向き合う時間が確保できていると感じている教職員の割合」の増加を目指します。

○目標1

長時間勤務は、疲労の蓄積をもたらし、健康を損ねる恐れがあることから、業務量の適切な管理等に係る取組を進めることにより、時間外在校等時間が上限方針で定める月45時間を超える教職員の割合の減少を目指します。

特に、2～6か月の平均時間外在校等時間が月80時間を超える、又は1か月につき100時間を超える長時間勤務は、危険な水準（いわゆる過労死ライン）⁷であることから、月80時間を超える教職員がゼロになることを目指します。

POINT

当該目標は、在校等時間を上限方針の範囲内とすることのみを目的とするものではなく、業務の削減や効率化等の取組によって在校等時間を削減し、職員の健康を確保することを目的として設定するものです。

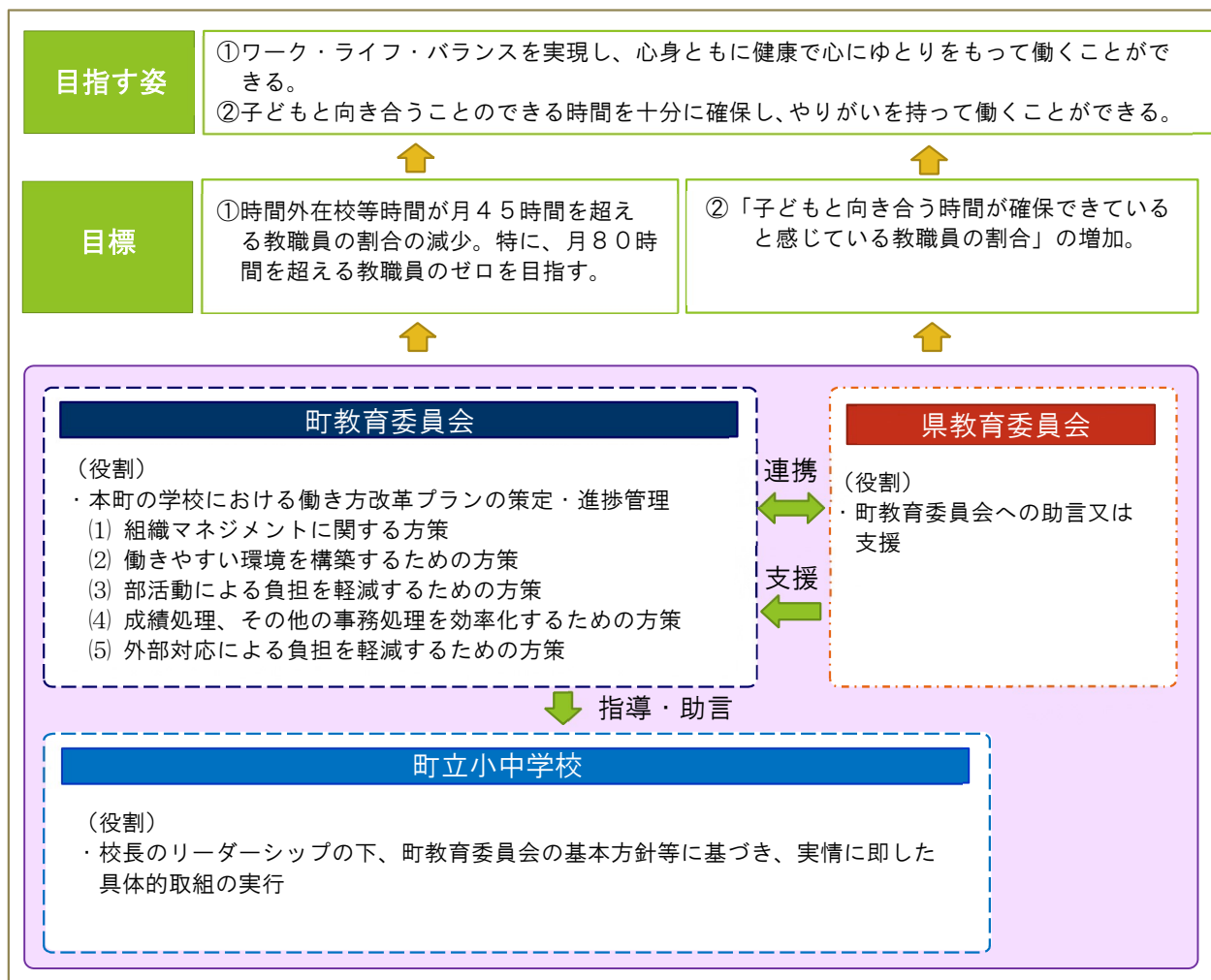
○目標2

本プランで掲げる「目指す姿」の実現に向けては、心身の健康を確保するために、在校等時間の縮減を図る（目標1）という数値的側面だけでなく、業務改善を進めた結果として、教職員が学習指導などの本来の業務に注力できる時間を確保できるようになることが肝要であることから、“子どもと向き合う時間が確保できている”と感じる教職員の割合の変化など、意識変化を図ります。

7 「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準（令和3年9月14日付け基発第0914第1号厚生労働省労働基準局長通達）」において、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。いわゆる過労死ラインと呼ばれる基準である。

6 各取組主体の役割

町教育委員会は、服務監督権者の立場から、所管する学校について、「教職員の業務量の適切な管理やその他の教職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」を講じることを基本とし⁸、各学校においては、町教育委員会が示す基本方針・実施計画等を参考に校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組を実施していきます。



POINT

学校の働き方改革を進めるに当たっては、町教育委員会と学校とが、それぞれの視点から、業務の見直しを行うことが欠かせません。コロナ禍で模索しながら進めた会議・研修会及び学校行事の縮小等といった各種業務の見直しも踏まえながら、従来行ってきた業務について、今一度見直す必要があります。また、見直しに当たっては、効率重視に陥ることなく、その業務本来の目的や性質を考慮し、必要性や妥当性、効率性を見極めながら、工夫・改善を行うことが肝要です。

⁸ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月青森県条例第49号）第7条において、「教育職員の業務量の適切な管理やその他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」は、文部科学省の指針（「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」）に基づき、服務を監督する教育委員会が定めるところによることとしている。

7 町立学校に関する取組

町立学校における働き方改革は、町教育委員会による取組と町立学校による取組の両輪で進めます。

【町教育委員会における取組】

（1）組織マネジメントに関する方策

学校において、校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組みを推進するため、次のとおり取り組みます。

① 学校における PDCA サイクルによる取組の促進

ア 本プランを踏まえ、各学校の実情に即した働き方改革の目標を定めるよう校長に働きかけます。

イ 校長が自らの業務目標において、学校における働き方改革や教職員の負担軽減に資する目標を盛り込むこととします。

② 教職員の在校等時間の把握の徹底

ア 教職員の在校等時間について、ＩＣＴを活用した客観的な方法により把握します。

イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際の時間より短い虚偽の時間を記録しないよう、又は記録させないよう指導します。

ウ アにより把握した在校等時間の状況を基に、長時間勤務の改善に向けた指導・助言を行います。

③ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

ア ストレスチェック制度を活用し、教職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

イ 公立学校共済組合と連携し、教職員のメンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、その活用を促すための周知や円滑な運営に努めます。

（2）働きやすい環境を構築するための方策

教職員自身の意識改革並びに保護者、地域住民及び関係団体等へ働き方改革プランの周知を図り、教職員が働きやすい環境を構築するため、次のとおり取り組みます。

① 教職員の意識改革

ア 学校における働き方改革に資する好事例等を周知し、意識の醸成に努めます。

② 保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組の推進

ア 保護者、地域住民及び関係団体等に対し、あらゆる機会を活用して本プランの内容を広く周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ア 年次休暇の計画的な取得に関する通知のほか、各種休暇制度や子育て支援制度について周知し、一層の理解を深めるよう努めます。
- イ 学校閉庁日⁹の設定日数の拡大について学校に働きかけるとともに、対象期間の拡大を検討します。夏季休業期間中については、8月15日前後の週休日及び祝日以外の日に3日以上の設定を学校に対し働きかけます。
- ウ 勤務時間外や休日等における外部から学校への電話対応の在り方を検討します。
- エ 修学旅行等の引率等に係る四週間単位の変形勤務時間制¹⁰の活用の推進を図るため、引き続き学校への周知に努めます。

④ 専門スタッフの活用

- ア 町の学習・生活支援員¹¹の確保及び速やかな配置に努めます。
- イ 県のスクールカウンセラー¹²配置・派遣事業を活用し速やかな配置に努めます。
- ウ 県のスクールソーシャルワーカー¹³派遣事業を活用し速やかな配置に努めます。
- エ 部活動指導員の配置に努めます。
- オ 県のスクールサポートスタッフ¹⁴配置事業を活用し速やかな配置に努めます。
- カ 県の学校等における法務相談体制整備事業を活用し、スクールロイヤー¹⁵の派遣に努めます。
- 【(5)②で後述】

9 学校閉庁日：勤務時間が割り振られた日に原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日のことをいい、長期休業期間に設定できる。

10 修学旅行等の引率等に係る四週間単位の変形勤務時間制 修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する文化祭・体育祭等の学校行事・事前準備等について、校長が勤務時間の割振り変更等を行うことができる制度。

11 発達障害等による「特別な支援を要する生徒」に対する学習支援、周囲の生徒の障害理解促進等の業務について教諭等と連携して行う。

12 スクールカウンセラー：生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識を有する者等を学校の要請に応じて派遣し、生徒・保護者へのカウンセリングやアドバイスにあたる。

13 スクールソーシャルワーカー：福祉等に関して専門的な知識及び技術を有する者を学校に派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等に関する業務を行う。

14 スクールサポートスタッフ：教員に代わり、授業で使用する教材等の印刷などの業務を処理する。

15 スクールロイヤー：外部対応等に係る教職員の負担軽減を図り、児童生徒にとって最適な教育環境を維持するため、法律の専門家を委嘱し、法的な視点から指導助言等を行う。

(3) 部活動による負担を軽減するための方策

教職員の部活動における負担を軽減するため、次のとおり取り組みます。

① 「部活動の方針¹⁶」の徹底

- ア 部活動の方針で定める休養日及び活動時間を遵守するよう、指導します。
- イ 大会や試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等の精選を学校に対し働きかけます。

② 部活動指導員の活用

- ア 部活動指導に係る負担を軽減するため、部活動指導員を配置します。
- イ 部活動指導員に対し、研修等を通して、部活動の適正化や指針の浸透を図ります。

③ 部活動の地域移行の推進

- ア 中学校における部活動の地域移行の推進を図ります。

(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

教職員の校務における事務処理をデジタル化し業務効率化を図るため、次のとおり取り組みます。

① ICT活用の推進

- ア 学籍や出欠、保健などの情報を管理する統合型校務支援システムについて効率的な運用を図ります。
- イ 学習指導案等の実践事例や学習教材コンテンツを学校間で共有できるようにし、ICT教育をサポートします。
- ウ 学校への連絡・調査等について、メール、Webアンケートフォーム等を活用し作業の効率化及び紙媒体資料の削減を図ります。
- オ 会議等の実施に当たっては、参加に係る移動時間の負担軽減や効率化を図るため、Web会議システム¹⁷の活用やオンデマンド配信¹⁸を活用します。【(5)①イで後述】
- カ 学校と児童生徒・保護者との間における情報共有や連絡手段の在り方について研究します。

② 報告書の様式等の簡素化

- ア 町教育委員会で定めている様式や様々な事務手続きの更なる簡略化を進めます。
- イ 町教育委員会に提出する報告や回答について、送り状や添付書類を含め、一層の簡略化を進めます。

16 階上町小学校スポーツ活動中学校運動部活動方針（令和2年3月策定）

17 Web会議システム：PCやスマートフォンなどからインターネットを介して、遠隔地にいる相手とビデオ通話ができるシステム

18 オンデマンド配信：動画をサーバーにアップロードし、視聴者がいつでも好きなときに、好きな動画にアクセスして視聴することができる配信方法

③ 調査内容・方法等の見直し

- ア 町教育委員会が実施する調査について、調査項目の重複を確認するなど、調査の見直しを行います。
- イ 町教育委員会による調査の実施が教職員の過度な負担とならないよう、必要性を検討した上で実施します。

④ 事務処理の効率化

- ア 小中学校における就学支援金の申請事務について、オンラインでの対応が可能となるよう取り組みます。
- イ 学校徴収金（学校給食費を含む。）の徴収について、全ての学校において、原則として口座振替で実施されるよう、働きかけます。

(5) 外部対応による負担を軽減するための方策

会議の実施に当たりオンライン化を検討し業務効率化を図り、また、外部人財の活用により、教職員の負担を軽減するため、次のとおり取り組みます。

① 校外の会議・研修の見直し

- ア 町教育委員会が実施している会議・研修等について、会議への出席が教職員の過度な負担とならないよう、在り方を検討した上で実施します。
- イ 会議等の実施に当たっては、参加に係る移動時間の負担軽減や効率化を図るため、Web会議システムの活用やオンデマンド配信を活用します。【(4)①オで既出】

② 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減

- ア 外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るため、県の学校等における法務相談体制整備事業を活用し、スクールロイヤーを速やかに学校に派遣するとともに、活用事例等の情報共有を図ります。

【町立学校における取組】

(1) 組織マネジメントに関する方策

学校において、校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組みを推進するため、次のとおり取り組みます。

① PDCA サイクルによる取組の推進

ア 毎年度初めに、本プランの内容を踏まえて、各学校の実情に即した業務量の削減や効率化に係る具体的な取組を設定し、教職員間で共通認識を図るとともに、年度末に取組状況を振り返ります。

(取組例)

- ・ワーク・ライフ・バランス推進目標や学校経営方針で働き方改革の具体的目標を定める。
- ・〇〇学校働き方改革に関する指針等を定める。

② 教職員の在校等時間の把握の徹底

- ア 教職員の在校等時間について、ＩＣＴを活用した客観的な方法により把握します。
- イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導します。
- ウ アにより把握した学校全体の在校等時間の状況を教職員と共有するとともに、衛生委員会等で働き方改革の取組の方向性を協議するなど、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。
- エ 時間外在校等時間が慢性的に月 80 時間以上となっている教職員については、その要因の把握を行うとともに、当該教職員や関係職員等と協議し、業務量の削減や平準化等の具体的対策を講じます。

POINT

在校等時間は、職員の健康確保のため管理職に把握義務があることはもちろん、教育委員会においても多忙化解消の検討に活用しています。また、在校等時間の上限方針は、上限を超える勤務を行った場合に、業務の見直しや適正化等の取組につなげていくためのものであり、正しい在校等時間の記録及び把握が、働き方改革につながっていきます。このことから、教職員は正しい在校等時間を記録しなければならない、管理職は過少申告を指示したり、長時間勤務に該当しないように記録を改ざんしたりしてはいけません。また、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、在校等時間を上限の範囲内とするためだけに、持ち帰って業務を行う時間を増やす、ということは厳に避ける必要があります。

(2) 働きやすい環境を構築するための方策

教職員自身の意識改革を行い、職員間の信頼関係の構築及び業務の平準化を図ることで教職員が働きやすい環境の構築をするため、次のとおり取り組みます。

① 教職員の意識改革

ア 教職員一人一人が、自身の健康や勤務時間を意識した働き方ができるよう、校内会議や個別面談等の機会を活用して、働き方改革の目的の共有を図るなど、意識改革に努めます。

② 職員間の信頼関係構築

ア 気兼ねなく相談や情報交換ができるよう、教職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図ります。

イ 校内で起こった問題について、教職員同士のコミュニケーションを図り、組織として問題を解決する体制を築きます。

ウ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現

ア 年次休暇の計画的利用の推進や各種休暇、子育て支援制度について周知し、休暇の利用を促進します。

イ 「ノー残業デー」を設定するなど、勤務時間を意識した働き方の推進に努めます。

ウ 学校閉庁日について、年間3日以上の設定を目標とし、積極的な設定に努めます。

エ 修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する文化祭・体育祭等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割り振りを行います。

(取組例)

- ・教職員の個別の事情を考慮しながら、一人一人に休暇の取得を促す。
- ・夏季休業期間について、お盆期間中の土日を除く連続する4日間を学校閉庁日とする。
- ・年末年始について、休日の前後に1日ずつ学校閉庁日を設定する。

④ 教職員間の業務の平準化

ア 教職員の希望、在校等時間の状況及び校務分掌の繁忙期等を考慮し、業務量が偏らないよう、校務分掌の調整を行います。

(取組例)

- ・分掌を教務系、指導系等でグループ分けし、繁忙期は分掌の枠を超え、グループ単位で業務の平準化を図る。
- ・主担当・副担当間の業務を明確にし、分掌内で共通理解を図る。

⑤ 保護者や地域の人財等との連携・協働

- ア 学校評議員制度¹⁹や学校運営協議会²⁰を効果的に活用し、学校と地域との連携を推進することにより、保護者や地域住民等の理解と協力が得られるよう努めます。
- イ 地域の優れた指導力や知識等を持つ人財の掘り起こしに努め、学習指導、生徒指導、その他の校務について、地域の人財等の活用を推進します。
- ウ 地域の人財等の有効的な活用について、教職員間で共通理解を図ります。
- エ 地域の人財等に対して、学校が求める指導内容を伝え、共通理解を図ります。

(取組例)

- ・スクールサポートスタッフの積極的な活用が図られるよう、依頼する業務内容や方法について教職員間で共通理解を図る。

(3) 部活動による負担を軽減するための方策

教職員の部活動における負担を軽減するため、次のとおり取り組みます。

① 「部活動の方針」の徹底

- ア 部活動の方針で定める休養日及び活動時間に関する基準を遵守します。
- イ 部活動の適正化や指針の浸透を図るため、顧問や部活動指導員等に対し、研修会への参加を促します。
- ウ 生徒の教育上の意義や生徒・顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査します。
- エ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図ります。

POINT

部活動の方針では、学期中、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上
の休養日を設けるとともに、1日の活動時間を、長くとも平日2時間程度、休業日は3
時間程度と示しています（長期休業期間はこれに準ずる）。また、顧問は、年間の活動
計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、校長
は、これを確認し、顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う必要
があります。

② 複数担当制の工夫

- ア 部活動の指導や生徒引率は、教職員間で分担して対応します。

(取組例)

- ・部活動の指導について、曜日を決めて分担する。

19 学校評議員：地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者を学校評議員として委嘱し、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べる。

20 学校運営協議会：学校運営等に関する協議を行うため、保護者代表や地域住民等で構成される組織

(4) 会議・打合せを効率化するための方策

会議の実施及び参加に当たり、オンライン化や資料のデータ配布、クラウドサーバーを活用した共有により業務効率化を図り、教職員の負担を軽減するため、次のとおり取り組みます。

① 会議等の運営方法の工夫

- ア 配布資料は、必要に応じて共有のデータベースを活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。
- イ 校内の会議・打合せは、必要性を精査した上で実施し、配布資料は必要最小限とします。
- ウ 年間計画に位置付ける等、会議の時間帯の割振り等を工夫します。
- エ 校外の会議などを主催する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。
- オ 会議・打合せへの出席者は必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

(5) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

教職員の校務における事務処理をデジタル化し業務を効率化するため、次のとおり取り組みます。

① 校務へのICT活用の推進

- ア 児童生徒・保護者等から学校への連絡方法について、学校の実情に応じてICTの活用を検討します。
- イ 学校から児童生徒・保護者等に対する連絡事項やアンケート調査等は、Webアンケートフォームなど、ICTの活用を検討します。
- ウ 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。【(4)①アで既出】
- エ 校外の会議等を主催する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。【(4)①エで既出】

② 報告書の様式等の簡素化

- ア 学校が独自に定めている様式や様々な事務手続の更なる簡略化を進めます。

(取組例)

- ・学校独自の旅行伺を廃止し、庶務システムに入力した画面のハードコピーに替える。

③ 調査等への対応

- ア 毎年度実施される調査等については、共有フォルダに前年度の回答を残すほか、調査に回答する際の回答方法や手順を記録に残すなどにより、職員が誰でも調査に回答できるような環境を整えます。

④ 口座振替の実施

ア 学校徴収金（学校給食費含む。）の徴収は、保護者の理解を得た上で、原則として口座振替により行います。

(6) 学校行事の負担を軽減するための方策

教職員の学校行事における負担を軽減するため、次のとおり取り組みます。

① 学校行事等の見直し

ア 学校行事は、学校・地域の実態を踏まえ、在り方を検討し、実施します。
イ 学校行事の実施に当たり、児童生徒や教職員の過度な負担とならないよう、活動内容や活動時間、指導の在り方等を検討し、職員間で共通理解を図ります。
ウ 学校行事の実施に当たり、保護者・地域住民の要望等への配慮に努めながら、学校・家庭・地域住民がそれぞれ行うべきこと等の仕分けを行い、業務分担を図ります。

8 県教育委員会から町教育委員会への支援

県教育委員会策定の「学校における働き方改革プラン（令和5年度～令和7年度）」では、市町村立学校に直接効果を及ぼす全県的取組の実施を通して市町村立学校を支援するとともに、市町村教育委員会に対して必要な助言や情報提供を行い支援するとしており、具体的な内容については次のとおりです。

ア 所管する学校の在校等時間の上限方針及び学校における働き方改革を推進するためのプランや基本方針・実施計画等の策定
イ 教職員の在校等時間について、ＩＣＴを活用した客観的な方法による把握の実施
ウ 学校における働き方改革に資する好事例の周知
エ メンタルヘルス等健康相談事業の充実
オ 保護者や地域住民の理解・協力の下での取組の推進
カ 専門スタッフの活用（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー）
キ 中学校における休日の部活動の地域移行に関する支援
ク 「部活動の指針」の徹底の働きかけ
ケ 統合型校務支援システムの導入に係る情報提供
コ Web授業動画、デジタル教材、学習教材コンテンツ等の作成
サ 調査の精選や様式・報告書の簡素化

など

9 教職員定数に係る県への働きかけ

「学校における働き方改革」を推進するため、限られた時間の中で教職員が子どもと向き合える時間を確保するための環境づくりが必要であり、教職員の負担の軽減のため、今後更に人員の確保が重要となってくることから、町教育委員会は、あらゆる機会を捉え、教職員定数の確保について、県へ働きかけます。

学校における働き方改革プラン

令和 7 年 3 月

発行・編集：階上町教育委員会

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1 番地 87

電話番号：0178-88-2111（代表）

<https://www.town.hashikami.lg.jp>